

(件名) 時代にふさわしい本県教員採用試験のあり方について

(陳情の趣旨)

① 令和5年度教員採用試験を退職14年目に受験し、1次選考は筆記試験 専門・教職教養と2科目であった。本来なら教職経験者特例措置が適用になって1科目(専門)だけで受験できるはずであるところを本県教育委員会の想定外という理由で、2科目もつまり、教職経験者特例措置が適用されず新卒者(一般選考)と同じ扱いになり、2科目も受験をせざるえなかった。他県(30県)では十年前から、教職経験者が再受験する場合には1科目か面接での受験に絞られているため、この点について同じ経験者であるのに2科目受験と1科目受験及び新卒者との混合受験になっているゆえに不利益を生じた点を早急に見直し改善してもらいたい。

② 1次試験は通過し、2次では不合格となった。2次試験の面接終了後に私だけに特別質問があり、「あなたは過去に本県の教員で採用されていましたか。」という個人的ともとれる誘導尋問をされ、本県教育委員会が私を不合格(落としたい)という強い意図を面接中の誘導尋問から肌で感じ取ることになりました。

私はこの2次試験・面接の誘導尋問が行われた直後、県議長に予約をとり、「この誘導尋問が行われた一件」について陳述するため、足を運びました。10月に不合格が明るみになったことでこの陳情書を提出するに至りました。私は今年14年振りの受験会場で行われた面接現場で過去に感じたことのない不穏な雰囲気も感じ取りました。詳細は記述しませんが、確かに面接時の不穏さは否めなかった。・・・A (別紙省略)

また、クレペリン検査(30分間ひと桁の計算問題だけを繰り返し行う)についても20代と50代とでは明らかに計算速度において格差が明らかであるといえるだろう。・・・B 40代後半から老眼が入るので明らかに不利益になっている。

以上A・Bの2項が改善されるような時代にふさわしい採用選考のあり方について、見直しを図ってもらいたい。

ちなみに他県20県以上で経験者特例の選考では1科目か面接で選考をしているのが現実。本県の採用試験だけ、新卒と退職経験者が混同されている募集要件・試験内容になったままの状態であり、受験に2項の不利益を痛感。他県からとり残され、時代に対応していないという見解もある。早急に見直し・改善を要請したい。